Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 135 2015年09月03日

カンボジアにおける商標登録手続き

カンボジアにおいてマドリッド･プロトコルが 2015 年 6 月 5 日に施行されました。その結果、商標権は国内及び国際ルートによって取得することができます。知的財産権局（DIPR）はマドリッド制度の登録手続きに関して新たな規則を公布する予定（手続きの変更があるかもしれません）ですが、まだ公式な発表はありません。新たな規則は海外の出願人が効果的に商標のポートフォリオを管理できるようにカンボジアの現行商標登録手続きを検討したものです。

記

■ 方式審査

国際登録商標の出願後 WIPO は全ての必要事項が出願願書に含まれているか方式審査を行います。国内出願に関しては、DIPR は出願日から 30 日以内に審査するが、カンボジアを指定する国際登録出願についてはかかる審査は行わない。

書類の不備として、公証された委任状やパリ条約の下で優先権を主張する場合の他国での優先権証明書の未提出がある。書類が不備の場合、登録官は期限を定めないで現地代理人に非公式な通知を行う。その通知に応じなかった場合、登録官は受領日から 45 日以内の期限を設けた方式審査通知書を発行する。その通知に応じないか又は期限の延長をしなかった場合、出願は取り下げたものとみなされる。書類の補充がなされれば、出願申請の受領書を発行する。

■ 実体審査

商標出願の実体審査は絶対的及び相対的理由に関して行い、条件つき承認又は拒絶を発行することができる。条件付の承認の場合、登録官は通常識別性のない要素に対して権利不要求を要求する。出願人は出願商標を登録するために権利不要求に応じるか又は識別性のない要素を削除する補正を行う。

拒絶は通常相対的理由よりも絶対的理由に基づいている。係る商標のカンボジア及び/又はその他の国における使用及び登録は商標の登録性を決定する際に考慮される。識別性のある要素を付加する補正は拒絶を克服するのに役立つ。相対的審査の結果、拒絶又は条件付承認の通知を受領した場合、その受領後 60 日以内に指令に応じるか又は答弁をしなければならない。60 日間の期限延長ができる。カンボジアにおいては理由を述べないで数回延長することができる。

Inserted Text is here.

商標に登録性がある場合、登録査定書が発行される。登録料は登録査定書の発行日から60日以内に納付しなければならない。さもなければ、商標は拒絶される。登録料を納付した後で登録証が発行される。登録証は通常出願日から6～10ヶ月以内に発行される。保護期間は出願日から10年間でその後10年毎に更新ができる。商標登録の更新申請は満了日前6ヶ月以内にでき、6ヶ月の猶予期間がある。

■ **公告**

商標登録はDIPRが公告する。公告日から90日以内に証拠を付して異議申立ができる。異議申立に反論するには、権利者は異議申立通知を受領後90日以内に証拠を付して抗弁書を提出できる。カンボジアにおいて異議申立手続きは、公衆が商標公報を入手するのが難しいこともあり一般的ではない。しかしながら、商標公報は現在、DIPRのウェブサイトから入手できるのでこの傾向は変化するかもしれない。

■ **更新**

登録を更新するには登録又は更新から5年目から6年目の間に使用又は不使用宣言書を提出しなければならない。カンボジアにおける国際登録の担当部署は権利者に係る宣言書の提出を通知しなければならない。これは新規則の施行後の国際登録に適用される。かかる宣言書が提出されなければ、登録商標は登録簿から削除される。しかしながら、実際には登録官が登録簿から登録商標を削除したことはこれまでない。

新規則の下では、宣言書が提出されていない登録について更新時に当該宣言書を提出しなければならない。但し、不使用取消請求(＊)を受ける危険性を避けるためにも不使用宣言書を期限内に提出することが望ましい。国内登録及び国際登録の所有者は商標権の保護のために宣言書の提出期限を遵守すべきである。

(＊)カンボジアにおいて不使用宣言書が提出された登録に対する不使用取消請求は受理されていません。

以上

(情報提供:Tillke & Gibbins)

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。